

お知らせ

平成30年9月21日

平成30年度公共土木事業の設計積算に使用する 設計標準歩掛表の適用について

このことについて、下記のとおり適用することとしたので、お知らせします。

記

1 適用基準日

平成30年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行う工事及び業務委託から適用する。
ただし、条件付一般競争入札（事前審査方式）で入札参加者から見積を徴収する場合は、平成30年10月1日以降、入札参加資格審査結果を通知するものに適用する。

2 適用歩掛表

- (1) 平成30年度設計標準歩掛表（一般共通編）
- (2) " （道路編・電気（電気通信）編・河川編・機械設備編）
- (3) " （一般共通編別冊土木工事標準単価・市場単価）
- (4) " （公園緑地編・公園編）
- (5) " （港湾編）
- (6) 平成30年度業務関係積算基準及び標準歩掛表
- (7) 平成30年度設計標準歩掛表【運用編】
- (8) 平成30年度業務関係積算基準及び標準歩掛表【運用編】

3 主な改定点

別紙「平成30年度歩掛改定概要」参照

4 公表及び貸出について

以下の場所で公表及び貸出をしています。

刊行物センター（山口県庁1階）（公表のみ）

岩国・柳井・周南・防府・宇部・下関・長門・萩の8土木建築事務所

防府土木建築事務所山口支所、宇部土木建築事務所美祢支所

5 公表開始日

平成30年10月1日

平成30年度歩掛改定概要

①「土木工事積算基準」改定のポイント

1 ICT土工積算基準の改定

- ・ICT建設機械と通常建設機械の歩掛を、現場の建設機械の使用状況に応じて積算する方法に改定。

2 土工積算基準の改定

- ・土工において、1万m³未満の区分を新設。

3 標準歩掛の新設及び改定

(新設)

- ・張りコンクリート工

(改定)

- ・ガス切断工、現場吹付法砕工、鋼管ソイルセメント杭工、大口径ボーリングマシン工、プレキャストセグメント主桁組立工、バイプロハンマ工

4 施工パッケージ関係歩掛の改定

(改定)

- ・土工、土工（ICT）、法面整形工、法面整形工（ICT）、コンクリート工、舗装版切断工、橋梁補修工（支承取替工）、落橋防止装置工、堤防除草工、路盤工、路盤工（ICT）、半たわみ性（コンポジット）舗装工

5 歩掛表の名称変更

- ・一般共通編別冊の名称を土木工事標準単価・市場単価に変更した。

②「設計業務等積算基準」改定のポイント

1 標準歩掛の新設及び改定

(新設)

- ・UAV写真測量、地上レーザー測量、水文観測業務

(改定)

- ・路線測量、用地測量、橋梁設計（架設計画）